

## 先着順による市有地売払い実施要項

応募される方は、この要項をご承知のうえ、お申し込みください。なお、この募集は、島田市（以下「市」という。）が実施した入札による市有財産の売払いにおいて、入札不調となった財産を対象に、地方自治法に基づき実施するものです。

（趣旨）

第1 この要領は、先着順による市有財産の買受けを申し込む者が守らなければならない事項を定めます。

（公募売却物件）

第2 公募売却物件は市のホームページの「先着順による市有地の売払い」ページに掲載のとおりです。物件の詳細については同ホームページ中の物件調書をご覧ください。

（買受け申込み資格）

第3 個人又は法人とします。ただし、次に掲げる者は入札参加の申込みを行うことができません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者

(2) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(4) 公募売却物件を、暴力団又は、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所若しくは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用に供しようとする者

(5) 公募売却物件が農地又は工業専用地域のときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の用に供しよう

とする者

(6) 公募売却物件が農地のときは、静岡県知事又は島田市農業委員会が交付した農地法第3条許可に係る買受適格証明書を有しない者

(買受け申込み)

第4 要項に記載された予定価格で先着順による買受けを申し込む者は、物件調書のほか現地を確認のうえ、次の方法により申し込んでください。

(1) 受付開始

当該物件に係る入札実施日（入札参加申込みがなかった場合は、入札実施予定日）の翌日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(3) 受付場所

〒427-8501 静岡県島田市中心町1番の1（電話：0547-36-7124）

島田市行政経営部資産活用課 資産経営担当（本庁舎3階）

(4) 申込方法

先着順による買受けを申し込む者は、以下の書類を上記受付場所へ持参又は郵送（書留郵便等の送達記録が残る手段）により提出してください。ファクシミリによる申し込みは受け付けません。

ア 見積書（入札不調財産買受け用）

イ 委任状（代理人が申請する場合）

ウ 誓約書

エ 住民票抄本（法人の場合は法人登記簿謄本）

※最新の証明書を提出してください。

オ 共同参加申出書兼持分内訳書（単独での申込みの場合は不要です。）

※連名で申し込む場合に必要となる書類で、上記イ及びウについて共同参加者全員分の添付が必要です。

カ 印鑑証明書

(5) 見積書の提出

ア 見積書は、所定の見積書（入札不調財産買受け用）により、封印の上、提出してください。

イ 見積書には、申込者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。

ウ 記入にあつては、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

エ 金額には算用数字を使用してください。

オ 代理人が申し込む場合には、同時に委任状を提出してください。

カ 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(申込みの無効)

第5 次のいずれかに該当する者が行った申し込みは、無効とします。

(1) 買受申込資格のない者

- (2) 所定の「見積書（入札不調財産買受け用）」によらない申し込みをした者
- (3) 見積金額その他の事項につき認知できない記載をした者
- (4) ファクシミリによる申し込みをした者
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか、市が指定した条件に違反した申し込みをした者

(買受予定者の決定)

第6 公募売却物件ごとに、「見積書（入札不調財産買受け用）」を最初に提出した者を買受予定者とし、市から決定の通知を行います。

2 郵送による申し込みは、提出書類到達日を受付日とし、提出時間は受付日の午後5時とみなします。ただし、同日に郵送による申し込みが複数あった場合には同着とみなし、当該申込者の抽選により見積書（入札不調財産買受け用）を受理する順序を決定します。

3 2のただし書きによる申込者の抽選を行う場合は、抽選を行う日時及び場所等は後日改めて連絡します。

4 買受予定者の決定が無効となった場合又は買受予定者との契約を解除した場合は、当該買受予定者の次に申し込みをした者を買受予定者とします。

(契約の締結)

第7 市から買受予定者に対して、売買契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。

2 買受予定者は、決定の通知を受けた日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に市の定めた売買契約書により、契約をしなければなりません。

3 契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、買受予定者の実印を用いることとします。

4 買受予定者が2で定めた期間内に締結しない場合は、買受予定者の決定は無効となります。

(契約保証金)

第8 買受予定者は、契約を締結する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

2 契約保証金は売買代金完納後30日以内に買受予定者に返還しますが、買受予定者の申し出により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金には、納付した日からその返還を受ける日までの期間について利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第9 売買契約を締結した者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で市が指定する期日までに、売買代金（第8(2)により契約保証金を充当する場合は、売買代金の額から契約保証金の額を控除した金額。以下同じ。）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、契約者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると市が認めた場合は、遅延違約金を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができま

す。

- 2 遅延違約金は、市が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、遅延日数1日につき納付すべき金額の1000分の1に相当する額となります。

(契約の解除)

第10 契約者が次のいずれかに該当する場合には、市は契約を解除することができます。

- (1) 契約者が第9の1の売買代金を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) その他、法令等又は契約に違反した場合

- 2 1の(1)の場合、契約保証金は市に帰属し、契約者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第11 所有権移転登記手続は、売買代金の完納後、契約者の申請により、市が行います。

- 2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、契約者の負担とします。

(契約不適合責任)

第12 契約者は、契約締結後、買い受けた財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して契約の解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等を行うことはできません。

(募集の中止)

第13 公募売却物件の募集は、予告なく中止する場合があります。